

その他資料

令和4年1月11日

職員各位

芽室町長 手島 旭

軽装期間本格導入について（通知）

働き方改革の一環として、気候が不安定な時期に各職場環境に応じた適切なコンディションで勤務することで、効率的・能率的に公務を遂行することを目的として5月～10月を「軽装推奨試行月間」とし、軽装で業務を実施しているところですが、試行期間としての検証及び職員アンケートを基に12月17日に開催した令和3年度第2回安全衛生委員会での審議結果を受けて、**令和4年度から軽装期間を5月から10月に定めることとします。**

つきましては、快適で働きやすい軽装での業務を基本としつつ、会議、外勤、出張等、場に応じた服装を心がけていただきますようお願いいたします。

（総務課総務係）